独立行政法人自動車技術総合機構職員給与規程

制定	平成１４年　７月　１日	規程第　８号
改正	平成１４年　９月２４日	規程第３９号
改正	平成１４年１１月２８日	規程第４９号
改正	平成１５年　３月２５日	規程第５８号
改正	平成１５年１１月２８日	規程第２０号
改正	平成１６年　３月３０日	規程第３４号
改正	平成１６年１０月２８日	規程第　８号
改正	平成１７年１１月２４日	規程第１２号
改正	平成１８年　３月２０日	規程第１７号
改正	平成１９年　４月　１日	規程第　９号
改正	平成１９年１１月３０日	規程第４４号
改正	平成２０年　３月３１日	規程第５６号
改正	平成２０年　６月３０日	規程第　２号
改正	平成２１年　３月１８日	規程第１８号
改正	平成２１年　５月２９日	規程第　３号
改正	平成２１年１１月３０日	規程第１２号
改正	平成２２年　３月３０日	規程第２２号
改正	平成２２年１１月３０日	規程第　８号
改正	平成２３年　３月３１日	規程第２３号
改正	平成２４年　３月３０日	規程第　６号
改正	平成２５年１２月１３日	規程第　２号
改正	平成２６年１１月２８日	規程第１１号
改正	平成２７年　３月２７日	規程第２１号
改正	平成２８年　２月２３日	規程第１５号
改正	平成２８年　３月３０日	規程第２３号
改正	平成２８年　９月２８日	規程第６１号
改正	平成２８年１１月２９日	規程第７１号
改正	平成２９年　３月　２日	規程第９０号
改正	平成２９年　３月３１日	規程第101号
改正	平成２９年　７月２６日	規程第１２号
改正	平成２９年　９月２６日	規程第１５号
改正	平成３０年　１月２３日	規程第２１号
改正	平成３０年　３月１２日	規程第３８号
改正	平成３０年１２月２５日	規程第　９号
改正	令和　元年　５月２７日	規程第３２号
改正	令和　元年１２月２５日	規程第４６号
改正	令和　２年　５月２９日	規程第　６号

改正　令和　２年　６月１７日　規程第１２号
改正　令和　２年１１月２５日　規程第２５号
改正　令和　３年　９月３０日　規程第１９号
改正　令和　４年　３月２５日　規程第３７号
改正　令和　４年　５月３１日　規程第　３号
改正　令和　５年　２月　１日　規程第１７号
改正　令和　５年　３月３０日　規程第２７号
改正　令和　５年１２月２６日　規程第１７号
改正　令和　６年　３月２８日　規程第３４号
改正　令和　６年　６月２７日　規程第　３号
改正　令和　６年　７月２５日　規程第　９号
改正　令和　７年　１月３０日　規程第２０号
改正　令和　７年　３月２８日　規程第３０号

（総則）

第１条　独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）の職員（独立行政法人自動車技術総合機構就業規則（平成１４年規程第９号）。以下「就業規則」という。）第２条に定める職員（以下「職員」という。）をいう。）に対する給与の支給については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

２　在外職員の給与の支給等に関する事項については、別に定めるところによる。

（給与の種類）

第２条　職員の給与の種類は、次のとおりとする。

（１）　俸給
（２）　扶養手当
（３）　地域手当
（４）　広域異動手当
（５）　管理職手当
（６）　本部業務調整手当
（７）　研究業務調整手当
（８）　住居手当
（９）　通勤手当
（10）　特殊勤務手当
（11）　特地勤務手当
（12）　宿日直手当
（13）　寒冷地手当
（14）　単身赴任手当

（15）　超過勤務手当
（16）　深夜勤務手当
（17）　管理職員特別勤務手当
（18）　期末手当
（19）　勤勉手当
（20）　研究実績手当

（給与の支払）
第３条　職員の給与は、その全額をその者の預金又は貯金口座への振込の方法によって支払うものとする。
２　職員の給与から法令又は労働基準法（昭和２２年法律第４９号。以下「労基法」という。）第２４条に基づく労使協定により控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与のうちからその金額を控除して支給する。

（職員が死亡した場合による給与の支給）
第４条　職員が死亡した場合の給与は、その遺族に支給する。
２　支給を受ける遺族は、労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）第４２条から第４５条の定めるところによる。

（俸給の決定）
第５条　職員の受ける俸給は、就業規則第１０条に規定する勤務時間（以下「所定勤務時間」という。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める扶養手当、地域手当、広域異動手当、管理職手当、本部業務調整手当、研究業務調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、単身赴任手当、超過勤務手当、深夜勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、研究実績手当を除いた全額とし、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、その者の職務経歴等を考慮して、俸給表（別表第１）に定める級及び号俸により決定する。

（初任給）
第６条　職員に採用された者の初任給は、その者の学歴、免許及び職務経歴等に基づき、他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

（昇格）
第７条　職員が別に定める昇格基準を満たし、かつ、勤務成績が良好な場合は、その者の資格に応じて１級上位の級に昇格させることができる。
２　職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、別に定めるところにより決定する。

（昇給）

第８条　職員の昇給は、毎年１月１日（以下「昇給日」という。）とする。

２　昇給は、昇給日前の９月３０日（以下「評価終了日」という。）以前１年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に当該職員が独立行政法人自動車技術総合機構職員の懲戒等に関する規程（平成１４年規程第２５号。以下「懲戒規程」という。）に規定する懲戒処分及び指導監督上の措置を受けた場合等にあっては、これらの事由を併せて考慮するものとする。ただし、独立行政法人自動車技術総合機構研究職員業務実績評価実施規程(平成２８年規程第３９号)の評価対象職員(以下､｢研究評価職員｣という。)の昇給については、昇給日前１年間の勤務成績に応じて行うものとする。

３　前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を４号俸とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

４　次の各号に掲げる職員の第２項による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項に規定する懲戒規程の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号俸は、勤務成績に応じ別に定める基準に従い決定するものとする。

（１）５５歳を超える職員　特に良好である場合

（２）一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上である職員並びに研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上である職員　特に良好である場合

５　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

６　職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

７　前各項に規定するもののほか、昇給に関し必要な事項等については、別に定める。

（俸給等の支給日）

第９条　俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、管理職手当、本部業務調整手当、住居手当、特地勤務手当、単身赴任手当及び研究業務調整手当は、その月の月額の全額を毎月１６日に、特殊勤務手当、宿日直手当、超過勤務手当、管理職特別勤務手当及び深夜勤務手当は、その月の分を翌月１６日に支給するものとする。ただし、これらの支給日が土曜日にあたるときは１５日、日曜日又は祝日にあたるときは１７日、１７日が祝日にあたるときは１８日に支給するものとする。

２　職員が就業規則第１６条第２項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る前項の規定の適用については、同項中「翌月１６日に」とあるのは、「就業規則第１６条第２項の規定により超勤代休時間が指定された日の属する月の翌月１６日

に」とする。

3　通勤手当は、支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては１箇月）をいう。）等その他別に定める期間に係る最初の月の第一項に規定する支給日に支給する。ただし、当該支給日までに別に定める通勤の実態の届出に係る事実が確認できない等のため当該支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができる。

4　職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため職員から給与支給の請求があった場合には、第１項の規定にかかわらず請求のあった日までの給与（第１項に規定する給与に限る。）の金額の範囲内でこれを支給することができる。

第１０条　新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降格等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2　職員が就業規則第３８条第１項の規定により休職を命ぜられ、若しくは就業規則第６２条の規定により出勤停止にされた場合、又は休職若しくは出勤停止の終了により職務に復帰した場合におけるその月の俸給は、その休職若しくは出勤停止の発令の日の前日まで又はその休職若しくは出勤停止の終了の日の翌日以後につき支給する。

3　職員が次項に該当するときを除き、退職し、又は解雇されたときは、その日まで俸給を支給する。

4　前３項の規定により俸給を支給する場合であって、その月の初日から末日まで支給するとき以外の俸給の額は、その月の日数から就業規則第１４条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

5　職員が死亡したときは、その月までを支給する。

6　前各項の規定は、第１４条及び第１６条の給与の支給について準用する。

（扶養手当）

第１１条　扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表９級以上の職員、研究職俸給表６級以上の職員（以下「一般職９級以上職員等」という。）及び任期付研究員に対しては支給されない。

2　前項に規定する扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者とする。

（１）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子

（２）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

（３）満６０歳以上の父母及び祖父母

（４）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹

（５）重度心身障害者

3　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる

子」という。）については１人につき１３，０００円、扶養親族たる父母等については１人につき６,５００円（一般職俸給表８級の職員及び研究職俸給表５級の職員（以下「一般職８級職員等」という。）にあっては、３，５００円）とする。

４　扶養親族たる子のうち満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第１２条　（削除）

第１３条　（削除）

（地域手当）

第１４条　地域手当は、別表第２に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

２　地域手当の月額は、その職員の俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に別表第２に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

３　地域手当の支給を受けている職員が、支給割合の低い地域又は支給されない地域に異動（勤務箇所の移転を含む。以下この項において同じ。）した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は勤務箇所に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他別に定める場合に限る。）には、第１項の規定にかかわらず、当該異動の日から３年を経過するまでの間（第２号及び第３号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から１年（第３号にあっては２年）を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から３年を経過するまでの間に更に異動した場合その他別に定める場合における地域手当の支給については、別に定める。

（１）　当該異動の日から同日以後１年を経過する日までの期間異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

（２）　当該異動の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動前の支給割合に１００分の８０を乗じて得た割合

（３）当該異動の日から同日以後３年を経過する日までの期間（前２号に掲げる期間を除く。）　異動前の支給割合に１００分の６０を乗じて得た割合

４　職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員等であった者が、引き続き職員となった場合は、当該職員に対して、前項の規定に準じて地域手当を支給する。

５　前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

（広域異動手当）

第１５条　職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも６０キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間の距離が６０キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が６０キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から３年を経過する日までの間、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合は、この限りでない。

（１）　３００キロメートル以上　１００分の１０

（２）　６０キロメートル以上３００キロメートル未満　１００分の５

２　前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から３年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以降は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当は支給しない。

３　前２項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前２項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前２項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

４　職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員等であった者が、引き続き職員となった場合は、当該職員に対して、第１項の規定に準じて広域異動手当を支給する。

５　前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（管理職手当）

第１６条　管理職手当は、次の各号に掲げる職員（以下、「管理職員」という。）に対して、毎月当該各号に定める額を支給する。ただし、管理職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなる場合は、業務上の傷病又は通勤による傷病に係る休職及び業務上の傷病又は通勤による傷病に係る休暇により許可を得て勤務しなかった場合を除き、管理職手当は支給しない。また、研究職６級については、理事長が指定したものに限る。

（１）　Ⅰ種　審議役、本部部長、ＯＢＤ情報・技術センター長、自動車認証審査部長、リコール技術検証部長、主幹研究員、主幹鉄道認証研究員

一般職	１０級	１３９，３００円
	９級	１３０，３００円
	８級	１１７，１００円
	７級	１１０，６００円
研究職	６級	１３９，７００円
	５級	１２９，３００円

（２）　Ⅱ種　本部室長、本部調査役、本部部次長、技術コーディネーター、本部参事役、本部課長、研修センター長、研究所の部次長（情報セキュリティ審査センター長を含む。）、特別研究員（理事長が指定するものに限る。）、地方検査部長及び地方検査部次長

一般職	８級	９４，０００円
	７級	８８，５００円
	６級	８３，１００円
	５級	７９，３００円
研究職	５級	１０３，４００円

（３）　Ⅲ種　副部長に命じている上席研究員、前号に掲げる特別研究員以外の特別研究員、先任自動車認証審査官（特に困難な業務を所掌するものに限る。）、自動車試験場長、地方検査部課長、地方事務所長（理事長が指定するものに限る。）

一般職	６級	７２，７００円
	５級	６９，４００円
研究職	５級	９０，５００円
	４級	７８，４００円

（４）　Ⅳ種　前号に掲げる先任自動車認証審査官以外の先任自動車認証審査官、企画調整官、業務推進官、地方検査部企画官、前号に掲げる地方事務所長以外の地方事務所長及び地方事務所次長

一般職	６級	６２，３００円
	５級	５９，５００円
	４級	５５，５００円

研究職　４級　　６７，２００円
　　３級　　６０，９００円

２　管理職員の前項の規定による額が、独立行政法人自動車技術総合機構役員給与規程（平成１４年規程第６号）第４条に規定する役員の最低俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１１０分の１００を乗じて得た額と、その者が受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額との差額に相当する額以上の額となる場合には、その者に支給する管理職手当は、前項にかかわらずその差額未満による別に定める額とする。

（本部業務調整手当）

第１７条　本部業務調整手当は、本部（研修センター及び沖縄事務所を除く。）に勤務する職員（管理職員及び交通安全環境研究所を勤務地とする職員を除く。）に対し、次の表の区分に定める月額を支給する。

俸給表	職務の級	月額
一般職	６級	３９，２００円
	５級	３７，４００円
	４級	２２，１００円
	３級	１７，５００円
	２級	８，８００円
	１級	７，２００円
一般指導職		２６，２００円

２　独立行政法人自動車技術総合機構組織規程（平成２８年規程第３号。以下「組織規程」という。）第９７条に基づき技術指導教官として任命された職員及び第７６条の２若しくは第９７条の２に基づき指導職として任命された職員（前項の規定により本部業務調整手当が支給される職員を除く。）に対し、月額１０，０００円を支給する。

３　ただし、この条の適用を受ける職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなる場合は、業務上の傷病又は通勤による傷病に係る休職及び業務上の傷病又は通勤による傷病に係る休暇により許可を得て勤務しなかった場合を除き、支給しない。

（研究業務調整手当）

第１８条　研究業務調整手当は、研究職俸給表の適用を受ける職員のうち、研究に係る重要かつ困難な対外的な調整業務に従事する次の各号に掲げる職員に対して支給する。

（１）　組織規程第７５条に規定する研究部長補佐

（２）　組織規程第２８条に規定する技術コーディネーター補佐

（３）　前２号と同等の職員と理事長が認めた者

２　研究業務調整手当の月額は、１０，０００円とする。

（住居手当）

第１９条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

ただし、任期付研究員には支給されない。

（１）　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第１３条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員、その他の法人から貸与された職員宿舎に居住している職員を除く。）

（２）第２５条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給されている職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（本条第３項各号に規定する住宅を除く。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃を支払っている職員又はこれらのものとの権衡上必要があると認められる職員

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

（１）　前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ　月額２７，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１６，０００円を控除した額

ロ　月額２７，０００円を超え、６１，０００円未満の家賃を支払っている職員　家賃の月額から２７，０００円を控除した額の２分の１に１１，０００円を加算した額

ハ　月額６１，０００円以上の家賃を支払っている職員　２８，０００円

（２）前項第２号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

３　第１項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する職員については、住居手当は支給しない。

（１）　国又は地方公共団体から宿舎を貸与されてこれに居住している職員

（２）　国家公務員退職手当法施行令（昭和２８年政令第２１５号）第９条の２に規定する法人から宿舎を貸与されてこれに居住している職員

（３）　配偶者、父母又は配偶者の父母のうち、扶養親族でない者が所有し、又は借り受けている住宅を借り受け、そこに同居している職員

４　前各号に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

（通勤手当）

第２０条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（１）　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

（２）　通勤のため、自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（３）　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

（１）　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。

（２）前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給 単位期間につき、それぞれ次に掲げる額

イ　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　２，０００円

ロ　使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員　４，２００円

ハ　使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員　７，１００円

ニ　使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員　１０，０００円

ホ　使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員　１２，９００円

ヘ　使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員　１５，８００円

ト　使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員　１８，７００円

チ　使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員　２１，６００円

リ　使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員　２４，４００円

ヌ　使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員　２６，２００円

ル　使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員　２８，０００円

ヲ　使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員　２９，８００円

ワ　使用距離が片道６０キロメートル以上である職員　３１，６００円

（３）　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額、第１号に掲げる額又は前号に掲げる額

3　勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転（以下「異動等」という。）に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

（２）　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当前項の規定による額

4　国家公務員等が人事交流により職員となった場合その他別に定める職員は、前項の規定に準じて、通勤手当を支給する。

5　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額が１５０，０００円を超える職員の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５０，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6　通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

7　この条において「支給単位期間」とは、第９条第３項に規定する期間をいう。

８　前４項に定めるほか、通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第２１条　特殊勤務手当は、機構に所属する職員が、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成１１年法律第２１８号）第１２条第１号（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第７５条の５第１項及び同法第９９条の３第８項に基づく審査に係る業務を除く。）の規定に基づく機構の審査に係る業務（以下「機構の審査に係る業務」という。）及び同業務のうち、次の各号の一に該当する作業に従事したときに支給する。

（１）　車輪を揚げて又はピット等において行う原動機及び動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置又は緩衝装置等の審査の作業

（２）　ブレーキ・テスタ等による制動力の計測又は速度計試験機等による速度計の検査等の作業及び排気ガス検査の作業

（３）　道路又はこれに隣接した場所において行う構造及び装置に関する検査の作業

２　前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　前項第１号及び第２号の手当の額は、作業に従事した日１日につき３８０円とし、作業に従事した時間が１日について４時間に満たない場合は、２５０円とする。

（２）　前項第３号の手当の額は、作業に従事した日１日につき２５０円とし、作業に従事した時間が１日について４時間に満たない場合は、１５０円とする。

（３）　機構の審査に係る業務の手当の額は、作業に従事した日１日につき５７０円とし、作業に従事した時間が１日について４時間に満たない場合は、３５０円とする。

３　同一の日において、前項第１号の作業及び同項第３号の作業に従事した場合にあっては前項第１号の作業に係る手当を支給しない。

（特地勤務手当）

第２２条　特地勤務手当は、離島その他の生活の著しく不便な地に在勤する職員に対して支給する。

２　職員が勤務箇所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する勤務箇所又はその移転した勤務箇所が前項に規定する地に該当するときは、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

３　国家公務員等が人事交流により職員となった場合は、前項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

４　前３項に定めるほか、特地勤務手当の支給の調整に関する事項その他特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（宿日直手当）

第２３条　職員が、宿日直勤務を命ぜられ、勤務をした場合には宿日直手当を支給する。
２　前項の勤務は、第２６条（超過勤務手当）の勤務には含まれないものとする。
３　第１項の手当の額は、その勤務１回について次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が５時間未満の場合には、１００分の５０を乗じて得た額とする。
（１）　本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務　４，４００円
（２）　研修の機関における研修生の生活指導等のための当直勤務　　６，１００円

（寒冷地手当）
第２４条　寒冷地手当は、毎年１１月から翌年３月までの各月の初日（以下、この項において「基準日」という。）において、別に定める地域に在勤する職員に対し、基準日の属する月の第９条第１項で定める日に支給する。
２　前項に規定する寒冷地手当の支給については、別に定めるところによる。

（単身赴任手当）
第２５条　勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転（以下「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から異動等の直後に勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。
２　単身赴任手当の月額は、３０，０００円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、７０，０００円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
３　国家公務員等が人事交流により職員となった場合、新たに俸給表の適用を受ける職員となった場合その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
４　前３項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（超過勤務手当）
第２６条　超過勤務手当は、職員（管理職員を除く。）が就業規則第１６条の規定により所定勤務時間以外の時間又は休日に勤務を命ぜられた場合において、所定勤務時間を超えて勤務した全時間又は休日に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき第２

７条に規定する勤務１時間当りの給与額に次の各号に掲げる勤務に応じてそれぞれの割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額をその職員に支給する。

（１）　正規の勤務時間が割り振られた日の勤務　１００分の１２５

（２）　前号に掲げる勤務以外の勤務　１００分の１３５

２　所定勤務時間以外の時間又は休日に勤務を命ぜられ、所定勤務時間以外の時間又は休日の勤務の時間が１ヶ月について６０時間を超えた職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第２７条に規定する勤務１時間当りの給与額に１００分の１５０（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１７５）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

３　就業規則第１６条第２項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する６０時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間１時間につき、第２７条に規定する勤務１時間当りの給与額に１００分の１５０（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１７５）から第１項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

（深夜勤務手当）

第２６条の２　深夜勤務手当は、午後１０時から午前５時までの間に勤務した管理職員に支給する。

２　深夜勤務手当の額は、その勤務１時間につき、第２７条に規程する勤務１時間当たりの給与額に、１００分の２５を乗して得た額とする。

（勤務１時間当りの給与額）

第２７条　前２条及び第４２条に規定する勤務１時間当りの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当の月額、広域異動手当の月額、管理職手当の月額、本部業務調整手当（指導職として任命された職員を含む。）の月額、研究業務調整手当の月額、特地勤務手当の月額及び寒冷地手当が支給されるときは寒冷地手当の月額の合計に１２を乗じ、その額を１年間における所定労働時間数で除して得た額とする。

（端数処理）

第２８条　前条に規定する勤務１時間当りの給与額、第２６条に規定する勤務１時間につき支給する超過勤務手当の額又は第２６条の２に規程する勤務１時間につき支給する深夜勤務手当の額を算出する場合において、当該額に５０銭未満の端数を生じたときは切り捨て、５０銭以上の端数を生じたときは１円に切り上げるものとする。

２　就業規則第１６条第２項に規定する超勤代休時間を指定された職員の超過勤務手

当について、当該超過勤務手当の額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第２９条　管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第１４条の規定に基づく休日に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午後１０時から翌日の午前５時までの間（前項に規定する休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、１２，０００円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額とする。

（２）　前項に規定する場合　同項の勤務１回につき、６，０００円を超えない範囲内において別に定める額とする。

（研究実績手当）

第３０条　研究実績手当は、研究評価職員であって前年度における当該評価を受けた職員のうち、当該評価が優秀な職員であり、かつ毎年６月から翌年３月まで（以下、この条において「支給期間」という。）の各月の初日（以下、この条において「基準日」という。）において在職する職員に対して支給する。

２　前項の手当の額は、前年度の研究評価職員の第３４条第３項に基づく勤勉手当の総額から当該職員の勤勉手当支給総額を減じた額を勘案して理事長が決定する単価に、評価結果に応じて決定された数を乗じた額とする。

３　実績手当は、基準日の属する月の第９条第１項で定める日に支給する。

（期末手当）

第３１条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第３３条まで及び附則第３項第５号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の６月３０日及び１２月１０日（次条及び第３３条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、その日が日曜日にあたるときは、その前々日、その日が土曜日にあたるときは、その前日とする。これらの基準日前１ヶ月以内に退職し、又は死亡した職員（第３７条第６項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２５（職員でその職務の級が７級以上、かつ、第１６条に基づく管理職手当の区分がⅡ種以上であるもの（以下「特定幹部職員」という。）にあっては１００分の１０５）乗じて得た額に、基準日以前６ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割　　合
６ヶ月	100 分の 100
５ヶ月以上６ヶ月未満	100 分の 80
３ヶ月以上５ヶ月未満	100 分の 60
３ヶ月未満	100 分の 30

3　前項の期末手当基礎額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第３項第５号において同じ。）において職員が受けるべき俸給、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額並びに広域異動手当の月額の合計額とする。

4　俸給表の適用を受ける職員のうちで職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して表１に定めるものには、管理加算として俸給月額に、表２に定めるものには、職務加算として俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、それぞれの割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。

表１　管理加算

管理の区分	割　　合
管理職手当区分がⅠ種であり、一般職俸給表７級以上、又は研究職俸給表５級以上を受けている職員	１００分の２５
管理職手当区分がⅡ種であり、一般職俸給表７級以上、研究職俸給表５級以上を受けている職員	１００分の１５

表２　職務加算

職務の区分	割　　合
一般職８級以上の職員及び研究職５級以上の職員であり、管理職手当区分Ⅰ・Ⅱ種適用職員	１００分の２０
一般職７級又は６級の職員及び研究職５級以上の職員	１００分の１５
一般職５級又は４級の職員及び研究職４級又は３級若しくは一般指導職又は研究指導職の職員	１００分の１０
一般職３級の職員又は研究職２級の職員（理事長が定める経験年数以上の職員に限る）	１００分の　５

俸給表	職　員	加算割合
第１号 任期付研究職俸給表	５号俸以上の俸給月額を受ける職員	１００分の２０
	４号俸・３号俸の俸給月額を受ける職員	１００分の１５
	２号俸・１号俸の俸給月額を受ける職員	１００分の１０
第２号及び第３号 任期付研究職俸給表	すべての職員	１００分の　５

５　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第３２条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（１）　基準日から当該基準日に対応する前日までの間に懲戒規程第７条第１号に規定する懲戒解雇の処分を受けた職員

（２）　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第４７条第１号又は第２号の規定により解雇された職員

（３）　基準日前１ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの

間に退職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

（４） 次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第３３条　理事長は、支給日に期末手当を支給されることとされていた職員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（１） 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項においても同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（２） 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

２　前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、懲戒規程第１８条第１項に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

３　理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

（１） 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

（２） 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

（３） 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされるとこなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

４　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消す

ことを妨げるものではない。
5　理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対して、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
6　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）
第３４条　勤勉手当は、6月1日及び１２月1日（以下この条及び附則第3項第6号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、直近の人事　評価の結果及び基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績(研究評価職員については、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績)に応じて、それぞれ基準日の属する月の6月３０日及び１２月１０日に支給する。ただし、その日が日曜日にあたるときは、その前々日、その日が土曜日にあたるときは、その前日とする。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第４７条第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。ただし、任期付研究員には支給されない。
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、機構に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２５を乗じて得た額）の総額を超えてはならない。
3　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに広域異動手当の月額の合計額とする。
4　第３１条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。
5　前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第３２条中「前条第1項」とあるのは「第３１条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第３１条第1項に規定する基準日という。以下この条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

（扶養手当等の支給方法）
第３５条　扶養手当、管理職手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（業務上又は通勤による負傷、疾病により勤務することができない職員への措置）
第３６条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、このため勤務することができない場合には、その勤務することが

できない期間中、別に定めるところにより第２条に規定する給与に相当する全額を支給する。

２　第３条第２項の規定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、前項に規定する給与に相当する全額からその金額を控除して支給する。

（休職者の給与）

第３７条　職員が結核性疾患にかかり就業規則第３８条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満２年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ１００分の８０を支給することができる。

２　職員が第３６条第１項又は前項以外の心身の故障により就業規則第３８条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満１年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ１００分の８０を支給することができる。

３　職員が就業規則第３８条第１項第２号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ１００分の６０以内を支給することができる。

４　職員が就業規則第３８条第１項第４号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ１００分の１００以内を支給することができる。

５　就業規則第３８条第１項の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定めがない限り、前４項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

６　第１項、第２項又は第４項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第３１条第１項に規定する基準日前１ヶ月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りではない。

７　前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第３２条及び第３３条の規定を準用する。この場合において、第３２条の中「前条第１項」とあるのは、「第３７条第６項」と読み替えるものとする。

（復職時等における号俸の調整）

第３８条　休職にされ、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員と均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することが

できる。

（病気休暇者の給与）

第３９条　当分の間、第４２条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して９０日（別に定める場合にあっては、１年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。ただし、別に定める手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎となる俸給の額とする。

２　前項の定める手当の支給等に関し必要な事項は、別に定める。

（育児休業者等の給与）

第４０条　職員が就業規則第３０条の規定により育児休業を承認された場合には、給与は支給しない。

２　育児休業をした職員が職務に復帰した場合は、当該育児休業をした全期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。

３　職員が就業規則第３０条の規定により部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない１時間につき、第２７条に規定する勤務１時間当りの給与額を所定の給与額から減額する。

４　前３項に規定するもののほか、育児休業者等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業者の給与）

第４１条　職員が就業規則第３１条の規定により介護休業を受けて勤務しない場合は、その期間の勤務しない１時間につき、第２７条に規定する勤務１時間当りの給与額を所定の給与額から減額する。

（給与の減額）

第４２条　職員が勤務しないときは、就業規則第１４条に規定する休日及び当該休日と振り替えられた日、同規則第１６条第２項に規定する超勤代休時間及び同規則第２３条から第２６条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に所属長の承認があった場合を除き、その勤務しない１時間につき、第２７条に規定する勤務１時間当りの給与額を所定の給与額から減額する。

（上位資格の取得の場合の号俸の決定）

第４３条　職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の号

俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合は、その者の号俸を上位の号俸に決定することができる。

（実施に関し必要な事項）
第４４条　この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則（平成１４年７月１日規程第８号）
１　この規程は、平成１４年７月１日から施行する。
２　就業規則第２条第１項に規定する職員のうち、自動車検査独立行政法人の設立日において国の機関に勤務していた職員で、引き続き自動車検査独立行政法人の職員となった者であって、設立日の前日において一般職の職員の給与に関する法律第１１条（扶養手当）、第１１条の９（住居手当）、第１２条（通勤手当）又は第１２条の２（単身赴任手当）に規定する手当の認定を受けている者が、設立日においても設立日前日と同様の当該認定を受けるに足りる支給要件に該当しているときは、その者に対する当該支給に関しては、設立日において第１１条（扶養手当）、第１６条（住居手当）、第１７条（通勤手当）及び第２２条（単身赴任手当）の規定による認定があったものとみなす。
３　平成３０年３月３１日までの間、職員（その職務の級が６級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
（１）　俸給月額　当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第３５条第１項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に１００分の１．５を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に１００分の９８．５を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第５項及び第６項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第５項において「俸給月額減額基礎額」という。））
（２）　地域手当　当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この号、第５号及び第６号並びに第５項において同じ。）に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達

しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

（３） 広域異動手当　当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この号、第５号及び第６号並びに第５項において同じ。）に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

（４） 管理職手当　当該特定職員の管理職手当の月額に１００分の１．５を乗じて得た額

（５） 期末手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第２８条第４項の表２の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する割合を乗じて得た額（同項の表１に規定する職員にあっては、その額に、俸給月額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第２項の表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額に、１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第４項の表２の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する割合を乗じて得た額（同項の表１に規定する職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第２項の表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額）

（６） 勤勉手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第３１条第４項において準用する第２８条第４項の表２の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する割合を乗じて得た額（同項の表１に規定する職員にあっては、その額に、俸給月額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第６項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第３１条第２項前段に規定する割合を乗じて得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第４項において準用する第２８条第４項の表２の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する割合を乗じて得た額（同項の表１に規定する職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第６項において「勤勉手当減額基礎額」

という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第３１条第２項前段に規定する割合を乗じて得た額）

（７） 第３３条第１項又は第３３条の２第１項から第４項まで若しくは第６項の規定により支給される給与　当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　第３３条第１項　前各号に定める額

ロ　第３３条の２第１項又は第２項　第１号から第３号まで及び第５号に定める額に１００分の８０を乗じて得た額

ハ　第３３条の２第３項　第１号から第３号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ　第３３条の２第４項　第１号から第３号まで及び第５号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ　第３３条の２第６項　第５号に定める額に１００分の８０を乗じて得た額（同条第４項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

４　給与期間の中途において、前項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは就業規則第３６条第１項の規定により休職を命ぜられ、若しくは就業規則第６０条の規定により出勤停止にされた場合若しくは休職若しくは出勤停止の終了により職務に復帰した場合におけるその給与期間の前項各号（第５号及び第６号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

５　附則第３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第２４条、第３６条第３項、第３７条及び第３８条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、第２５条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１年間における所定労働時間数で除して得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１年間における所定労働時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

６　附則第３項の規定が適用される間、第３１条第２項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第３項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に１００分の１．２７５（特定幹部職員にあっては、１００分の１．５７５）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に１００分の８５（特定幹部職員にあっては、１００分の１０５）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附　則（平成１４年９月２４日規程第３９号）

この規程は、平成１４年１０月１日から施行する。

附　則（平成１４年１１月２８日規程第４９号）

１　この規程は、平成１４年１２月１日から施行する。

２　平成１４年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第２７条第２項の規定にかかわらず、この規定により算定された期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第１号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）　平成１４年１２月１日まで引き続いて在職した期間で同年７月１日から施行日の前日までのものについて支給される給与のうち俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「俸給等」という。）の額の合計額

（２）　平成１４年１２月１日まで引き続いて在職した期間で同年７月１日から施行日の前日までのものについて支給される給与のうち、改正後の規定による俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる俸給等の額の合計額

附　則（平成１５年３月２５日規程第５８号）

この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年１１月２８日規程第２０号）

１　この規程は、平成１５年１１月１日から施行する。

２　平成１５年１２月に支給する期末手当の額は改正後の規程第２７条第２項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（給与法等で定める職員にあっては、第１号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この　　場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）　平成１５年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に新たに職員となった者（同年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して給与法等で定めるものを除く。））にあっては、新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、給与法等に準じた日）において職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（第２２条第２項に規定する給与法等の例に準じて加算された額を除く。）及び特地勤務手当の月額の合計額に１００分の１．０７を乗じて得た額に、同年４月から１０月までの月数（同年４月１日から同年１０月３１日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなか

った期間その他給与法等で定める期間のある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して給与法等で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（２） 平成１５年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の１．０７を乗じて得た額

附　則（平成１６年３月３０日規程第３４号）

1　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　施行日前に異動した職員に係る異動の直前の調整手当支給地域等の在勤期間については、従前の取扱いとする。

3　施行日前に異動した職員に係る施行日後の支給割合については、施行日に異動したものとした場合のものを適用する。

附　則（平成１６年１０月２８日規程第８号）

この規程は、平成１６年１０月２８日から施行する。

附　則（平成１７年１１月２４日規程第１２号）

1　この規程は、平成１７年１２月１日から施行する。

2　平成１７年１２月に支給する期末手当の額は改正後の規程第２７条第２項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（給与法等で定める職員にあっては、第１号に掲げ　　る額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。

（１） 平成１７年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に新たに職員となった者（同年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して給与法等で定めるものを除く。））にあっては、新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、給与法等に準じた日）において職員が受けるべき俸給、扶養手当、調整手当、管理職手当、住居手当、特地勤務手当及び単身赴任手当（第２２条第２項に規定する給与法等の例に準じて加算された額を除く。）の月額の合計額に１００分の０．３６を乗じて得た額に、同年４月から１１月までの月数（同年４月１日から同年１１月３０日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他給与法等で定める期間のある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して給与法等で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（２） 平成１７年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．３６を乗じて得た額

附　則（平成１８年３月２０日規程第１７号）

1　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

2　平成１８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号俸は、給与法等の措置により定める職務の級及び号俸とする。

3　前項の切替えに伴い、次のとおり取り扱うものとする。

（１）　切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員について、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（自動車検査独立行政法人職員給与規程の一部を改正する規程（平成２１年１１月３０日規程第１２号。以下この項において「平成２１年改正規程」という。）の施行の日において平成２１年改正規程附則第３項第１号に規定する減額改定対象職員である者にあっては、当該額に１００分の９９．１を乗じて得た額とし、減額改定対象職員以外の職員である者にあっては、当該額に１００分の９９．３４を乗じて得た額とし、それぞれその額に１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるときは、平成２６年３月３１日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（職務の級が６級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給として支給する。

（２）　切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前号に規定する職員を除く。）について、前号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、給与法等の定めるところにより、前号の規定に準じて、俸給を支給する。

（３）　切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前各号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前各号の規定に準じて、俸給を支給する。

4　前項による俸給を支給される職員に関する改正後の規定の適用にあたって、「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と前各号の規定による俸給の額との合計額」とする。

5　規程第７条第３項の規定による昇給をさせる号俸数の基準については、同項の規定にかかわらず当分の間、この項において定めるところによる。

（１）　平成２２年１月１日までの間、規程第７条第３項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分に応じて定める号俸数に相当する数から１を減じて得た数に相当する号俸数とする。

（２）　平成１９年１月１日における昇給の号俸数は、前号の規定による号俸数に相当する数に、切替日から昇給の前日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を１２月で除した数を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。

附　則（平成１９年４月１日規程第９号）

１　この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

（平成２０年３月３１日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

２　平成２０年３月３１日までの間においては、この規程による改正後の自動車検査独立行政法人職員給与規程（以下「新規程」という。）第１５条第１項第１号中「１００分の６」とあるのは「１００分の４」と、同項第２号中「１００分の３」とあるのは「１００分の２」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

３　新規程第１５条の規定は、平成１６年４月２日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第１項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成１９年４月１日から当該異動等の日以降」とする。

（管理職手当に関する経過措置）

４　新規程第１６条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当（給与規程附則第３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のほか、新規程第１６条の規定による管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（給与規程附則第３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額とし、それらの額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

（１）　平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日まで　１００分の１００

（２）　平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日まで　１００分の７５

（３）　平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日まで　１００分の５０

（４）　平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日まで　１００分の２５

５　前項に規定する経過措置基準額とは、この規程による改正前の規程第１５条に掲げる管理職手当の額をいい、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた区分より下位の区分に属する職員以外の者のうち、管理職手当適用職員　同日にその者が受けていた管理職手当額（自動車検査独立行政法人職員給与規程の一部を改正する規程（平成２１年１１月３０日規程第１２号。以下この項において「平成２１年改正規程」という。）の施行の日において平成２１年改正規程附則第３項第１号に規定する減額改定対象職員である者にあっては、当該額に１００分の９９．５９を乗じて得た額とし、減額改定対象職員以外の職員である者にあっては、当該額に１００分の９９．８３を乗じて得た額とする。以下第２号から第４号までにおいて同

じ。）

（２） 施行日の前日に適用されていた区分より下位の区分に属するの者のうち、管理職手当適用職員　同日にその者が当該下位の区分の適用を受けたとしていたならば、その者が受けることとなる管理職手当額

（３） 施行日の前日に適用されていた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外の者のうち、管理職手当適用職員　同日にその者が受けていた管理職手当額

（４） 施行日の前日に適用されていた職務の級より下位の職務の級に属するの者のうち、管理職手当適用職員　同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならば、その者が受けることとなる管理職手当額

附　則（平成１９年１１月３０日規程第４４号）

1　この規程は、平成１９年１１月３０日から施行する。ただし、第１６条第１項第２号の改正規定は、平成１９年9月１日から施行する。

2　改正後の給与規程の規定（第３１条第２項の改正規定を除く。）は、平成１９年４月１日から適用する。ただし、前項ただし書きの施行日の前日までの間は、改正後の第１６条第１項第２号の規定中、「本部参事役、本部課長」とあるのは「本部次長、本部課長、本部調査役」とする。

3　平成１９年１２月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第３１条第２項の規定中「１００分の７５」とあるのは「１００分の７７．５」と、「１００分の９５」とあるのは「１００分の９７．５」とする。

附　則（平成２０年3月３１日規程第５６号）

この規程は、平成２０年4月１日から施行する。

附　則（平成２０年6月３０日規程第２号）

この規程は、平成２０年7月１日から施行する。

附　則（平成２１年3月１８日規程第１８号）

この規程は、平成２１年4月１日から施行する。

附　則（平成２１年5月２９日規程第３号）

この規程は、平成２１年5月２９日から施行する。

附　則（平成２１年１１月３０日規程第１２号）

1　この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。

2　平成２１年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第２８条第２項及び第３１条第２項の規定の適用については、第２８条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１２５」と、第３１条第２項中「１００分の９０」とあるのは

「１００分の９５」とする。

3　平成２１年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第２８条第２項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）　平成２１年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、本部業務調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第２３条第２項に規定する別に定める額を除く。）及び特地勤務手当（給与規程第２０条第２項及び３項に規定する手当を含む。）の月額の合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額に、同月から同年１１月までの月数（同年４月１日から同年１１月３０日までの期間において、在職しなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間、就業規則第３６条第１項に定める休職の期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号　俸
１級	１号俸から５６号俸まで
２級	１号俸から２４号俸まで
３級	１号俸から８号俸まで

（２）　平成２１年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額

附　則（平成２２年３月３０日規程第２２号）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１１月３０日規程第８号）

1　この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。

2　平成２２年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の規程第２８条第２項、第３１条第２項及び附則第６項の規定の適用については、第２８条第２項中「１００分の１３７．５」とあるのは「１００分の１３５」と、「１００分の１１７．５」とあるのは「１００分の１１５」と、第３１条第２項中「１００分の６７．５」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の８７．５」とあるのは「１００分の８５」と、附則第６項中「１００分の１．０１２５」とあるのは「１００分の０．９７５」と、「１００分の１．３１２５」とあるのは「１００分の１．２７５」と、

「１００分の６７．５」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の８７．５」とあるのは「１００分の８５」とする。

３　平成２２年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第２８条第２項から第５項まで若しくは第３３条第１項若しくは第３３条の２第１項、第２項、第４項若しくは第６項又は附則第３項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）　平成２２年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の規程附則第３項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、自動車検査独立行政法人職員給与規程の一部を改正する規程（平成１８年３月２０日規程第１７号）附則第３項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成２２年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、同年４月２日（同日から同年１２月１日までの期間において新たに職員となった日がある場合は当該日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から同年１２月１日までの期間における減額改定対象職員となった日のうち最も早い日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、本部業務調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（規程第２３第２項に規定する別に定める額を除く。）及び特地勤務手当（規程第２０条第２項及び第３項の規定による手当を含む。）の月額の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間（就業規則第６０条の規定により出勤停止にされた期間又は規程第３８条の規定により給与を減額された期間にあっては、その月について支給された俸給の額がこの号に規定する合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額に満たないものに限る。）のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号　俸
１級	１号俸から９３号俸まで
２級	１号俸から６４号俸まで
３級	１号俸から４８号俸まで
４級	１号俸から３２号俸まで

５級	１号俸から２４号俸まで
６級	１号俸から１６号俸まで
７級	１号俸から４号俸まで

（２） 平成２２年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

４　平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に対する改正後の規程附則第３項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「平成２２年１２月１日」と、「５５歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

５　平成２３年４月１日において４３歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成２２年１月１日において規程第８条第２項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成２３年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。

６　自動車検査独立行政法人職員の育児休業、介護休業等に関する規程（平成１９年４月１日規程第４号）第１７条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、自動車検査独立行政法人職員の育児休業、介護休業等に関する規程（平成１９年４月１日規程第４号）第２２条の規定により読み替えられた自動車検査独立行政法人就業規則（平成１４年７月１日規程第９号）第９条第１項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

７　前項の規定は、自動車検査独立行政法人職員の育児休業、介護休業等に関する規程第２５条の規定による勤務をしている職員について準用する。

附　則（平成２３年３月３１日規程第２３号）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月３０日規程第６号）

１　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

２　平成２４年４月１日において３６歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員（以下この項から附則第４項までにおいて「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成１９年１月１日、平成２０年１月

１日及び平成２１年１月１日の第８条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項から附則第４項までにおいて「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成２４年４月１日における号俸は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸（同日において３０歳に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、２号俸）上位の号俸とする。

３　平成２５年４月１日において別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成２４年４月１日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成２５年４月１日における号俸は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、２号俸）上位の号俸とする。

４　平成２６年４月１日において別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成２４年４月１日及び平成２５年４月１日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成２６年４月１日における号俸は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、２号俸）上位の号俸とする。

附　則（平成２５年１２月１３日規程第２号）

この規程は、平成２６年１月１日から施行する。

附　則（平成２６年１１月２８日規程第１１号）

１　この規程は、平成２６年１２月１日から施行する。

２　改正後の給与規程の規定（第３１条第２項及び附則第６項に係る改正規定を除く。）は、平成２６年４月１日から適用する。

３　平成２６年１２月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第３１条第２項の規定中「１００分の７５」とあるのは「１００分の８２．５」と、「１００分の９５」とあるのは「１００分の１０２．５」とし、附則第６項の規定中「１００分１．１２５」とあるのは「１００分の１．２３７５」と、「１００分の１．４２５」とあるのは「１００分の１．５３７５」と、「１００分の７５」とあるのは「１００分の８２．５」と、「１００分の９５」とあるのは「１００分の１０２．５」する。

附　則（平成２７年３月２７日規程第２１号）

１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

2　平成２７年４月１日（以下「切替日」という。）の俸給表の切替えに伴い、次のとおり取り扱うものとする。

（１）　切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が切替日の前日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員（次に定める職員を除く。）には、平成３０年３月３１日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（附則（平成１４年規程第８号）第３項で定める特定職員にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。）以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を俸給として支給する。

イ　切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。次項において同じ。）をした職員

ロ　切替日以降に降号（職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。次項において同じ。）をした職員

ハ　切替日前に次に掲げる期間（この号及び次項において「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（規程第３４条、自動車検査独立行政法人職員の育児休業、介護休業等に関する規程（平成１９年規程第７号。以下「育児・介護休業規程」という。第１２条の規定による号俸の調整をいう。次項において同じ。）をされた職員

①　就業規則第３６条第１項の規定により休職にされていた期間

②　就業規則第２８条第１項の規定により育児休業をしていた期間

③　就業規則第２９条第１項の規定により介護休業をしていた期間

④　就業規則第２２条第１項の規定により病気休暇の承認を受けていた期間

ニ　切替日以降に育児短時間勤務等（育児・介護休業規程第２２条又は第２５条の規定による勤務をいう。）を開始し、又は終了した職員

（２）　切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前号イ～ニに規定する職員に限る。）について、前号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前号の規定に準じて、俸給を支給する。

（３）　切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して、前２号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前２号の規定に準じて、俸給を支給する。

3　前項の規定による俸給を支給される職員に関する規程第２８条第４項（規程第３１条第４項において準用する場合を含む。）、附則第３項第１号から第３号まで、第５号及び第６号、並びに第５項の規定の適用については、同項並びに同号中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と自動車検査独立行政法人職員給与規程（平成２７年規程第２１号）附則第２項の規定による俸給の額との合計額」とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の

切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（地域手当の異動保障に関する経過措置）

5　平成３０年１０月１日までの間における規程第１４条第３項第１号及び第２号の規定の適用については、職員が異動等の日の前日に在勤していた地域に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合であって、同日から６ヶ月をさかのぼった日の前日から当該異動日等の日の前日までの間に当該地域に係る地域手当の支給割合が改定された場合にあっては、そのうち最も低い割合とする。

（広域異動手当に関する特例）

6　切替日から平成２８年３月３１日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の規程第１５条第１項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の８」と、同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の４」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

7　切替日前に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の規程第１５条第１項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の６」と、同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の３」とする。

（単身赴任手当に関する特例）

8　切替日から平成２８年３月３１日までの間における改正後の規程第２３条第２項の規定の適用については、同項中「３０，０００円」とあるのは「２６，０００円」とする。

附　則（平成２８年２月２３日規程第１５号）

1　この規程は、平成２８年２月２３日から施行する。

2　改正後の給与規程の規定（第３１条第２項及び附則第６項を除く）は、平成２７年４月１日から適用する。

3　平成２７年１２月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第３１条第２項の規定中「１００分の８０」とあるのは「１００分の８５」と、「１００分の１００」とあるのは「１００分の１０５」とし、附則第６項の規定中「１００分１．２」とあるのは「１００分の１．２７５」と、「１００分の１．５」とあるのは「１００分の１．５７５」と、「１００分の８０」とあるのは「１００分の８５」と、「１００分の１００」とあるのは「１００分の１０５」とする。

附　則（平成２８年３月３０日規程第２３号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年９月２８日規程第６１号）
この規程は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　則（平成２８年１１月２９日規程第７１号）
１　この規程は、平成２８年１１月２９日から施行する。
２　改正後の給与規程の規定（第１条第２項、第１１条第３項、第３４条第２項及び附則第６項を除く）は、平成２８年４月１日から適用する。
３　平成２９年３月３１日までの間における改正後の規程第１１条第３項の規定の適用については、同項中「扶養親族については１０，０００円」とあるのは「扶養親族については１３，０００円」と、「８，０００円」とあるのは「６，５００円」と、「そのうち１人については１０，０００円」とあるのは「そのうち１人については１１，０００円」と、「９，０００円」とあるのは「１１，０００円」とする。
４　平成２９年３月３１日までの間における改正後の規程第１７条の規定の適用については、表中「６，３００円」とあるのは「４，５００円」と、「７，７００円」とあるのは「５，５００円」と、「１６，０００円」とあるのは「１３，１００円」と、「２０，３００円」とあるのは「１６，６００円」とする。
５　平成２８年１２月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第３４条第２項の規定中「１００分の８５」とあるのは「１００分の９０」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１１０」とし、附則第６項の規定中「１００分１．２７５」とあるのは「１００分の１．３５」と、「１００分の１．５７５」とあるのは「１００分の１．６５」と、「１００分の８５」とあるのは「１００分の９０」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１１０」とする。
６　平成２８年１２月に支給する期末手当にあたっては、改正後の別表第１（３）任期付研究員俸給表備考欄の「１００分の１３７．５」とあるのは「１００分の１６７．５」とする。

附　則（平成２９年３月２日規程第９０号）
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月３１日規程第１０１号）
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年７月２６日規程第１２号）
１　この規程は、平成２９年７月２６日から施行する。
２　改正後の給与規程の規定は、平成２９年７月１日から適用する。

附　則（平成２９年9月２６日規程第１５号）

1　この規程は、平成２９年9月２６日から施行する。

2　改正後の給与規程の規定は、平成２９年9月1日から適用する。

附　則（平成３０年1月２３日規程第２１号）

1　この規程は、平成３０年1月２３日から施行する。

2　改正後の給与規程の規定（第１１条第3項、第１３条第2項、第３４条第2項及び附則第6項を除く）は、平成２９年4月1日から適用する。

3　平成３０年4月1日において３７歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成２７年1月1日において規程第8条第2項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成３０年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

4　平成３０年3月３１日までの間における改正後の規程第１１条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族については6，５００円」とあるのは「扶養親族については１０，０００円」と、「1人につき１０，０００円」とあるのは「1人につき8，０００円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については１０，０００円）」と、「1人につき6，５００円」とあるのは「1人につき6，５００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあってはそのうちに1人については9，０００円）」とする。

5　平成２９年3月３１日までの間における改正後の規程第１７条の規定の適用については、表中「7,２００円」とあるのは「6,９００円」と、「8,８００円」とあるのは「8,３００円」と、「１７,５００円」とあるのは「１６,９００円」と、「２２,１００円」とあるのは「２１,２００円」とする。

6　平成２９年１２月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第３４条第2項の規定中「１００分の９０」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１５」とし、附則第6項の規定中「１００分1．２７５」とあるのは「１００分の1．４２５」と、「１００分の1．５７５」とあるのは「１００分の1．７２５」と、「１００分の８５」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１１５」とする。

7　平成２９年１２月に支給する期末手当にあたっては、改正後の別表第1（3）任期付研究員俸給表備考欄の「１００分の１３７．５」とあるのは「１００分の１６７．５」とする。

附　則（平成３０年3月１２日規程第３８号）

この規程は、平成３０年4月1日から施行する。

附　則（平成３０年１月２３日規程第２１号）

1　この規程は、平成３０年１月２３日から施行する。

2　改正後の給与規程の規定（第１１条第３項、第１３条第２項、第３４条第２項及び附

附　則（平成３０年１２月２５日規程第９号）

1　この規程は、平成３０年１２月２５日から施行する。

2　改正後の給与規程の規定（第１１条第３項、第１３条、第３１条第２項及び第３４条第２項を除く）は、平成３０年４月１日から適用する。

3　平成３１年３月３１日までの間における改正後の規程第１１条第３項の規定の適用については、同項中「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族」と、「１人につき６,５００円（一般職俸給表８級以上の職員及び研究職俸給表５級以上の職員（以下「一般職８級以上職員等」という。）にあっては、３，５００円）」とあるのは「６,５００円」と、「１人につき１０，０００円」とあるのは「１人につき１０，０００円、同項第３号から第６号までの扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき６，５００円」とする。

4　平成３１年３月３１日までの間における改正後の規程第１３条第２項の規定の適用については、同項中「扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定ついて準用する。（１）扶養手当を受けている職員に更に前条第１項第１号に掲げる事実が生じた場合（２）扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合（３）扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある一般職８級以上職員等が一般職８級以上職員等以外の職員となった場合（４）扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で一般職８級以上職員等以外のものが一般職８級以上職員等となった場合（５）職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合」とあるのは「扶養手当は、これを受けている職員に更に前条第１号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同条第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、

扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子又は、扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同条第３号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子又は、扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定ついて準用する。」とする。

5　平成３０年１２月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第３４条第２項の規定中「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１１２．５」とあるのは「１００分の１１５」とする。

6　平成３０年１２月に支給する期末手当にあたっては、改正後の別表第１（３）任期付研究員俸給表備考欄の「「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１６７．５」」とあるのは「「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１７０」」とする。

附　則（令和元年１２月２５日規程第４６号）

1　この規程は、令和元年１２月２５日から施行する。

2　改正後の給与規程の規定（第１１条、第１２条、第１３条、第１９条、第３４条第２項、第４３条及び別表第１（３）任期付研究員俸給表備考欄を除く）は、平成３１年４月１日から適用する。

3　改正後の給与規程第１１条、第１２条、第１３条及び第１９条は、令和２年４月１日から適用する。第１９条第２項の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与規程第１９条第２項の規定により支給されていた住居手当の月額が２，０００円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和３年３月３１日までの間、改正後の給与規程第１９条第２項の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で給与規程第１９条第２項で定める額。第２号において「旧手当額」という。）から２，０００円を控除した額の住居手当を支給する。

（１）　改正後の給与規程第１９条第１項のいずれにも該当しないこととなる職員

（２）　旧手当額から改正後の給与規程第１９条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２，０００円を超えることとなる職員

4　改正後の給与規程第４３条は、令和元年１０月１日から適用する。

5　令和元年１２月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第３４条第２項の規定中「１００分の９５」とあるのは「１００分の９７．５」と、「１００分の１１５」とあるのは「１００分の１１７．５」とする。

6　令和元年１２月に支給する期末手当にあたっては、改正後の別表第１（３）任期付研究員俸給表備考欄の「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１７２．５」と

する。

附　則（令和２年５月２９日規程第６号）
この規程は、令和２年６月１日(別表第一(２)研究職俸給表の適用を受ける職員(研究評価職員を除く)(以下「研究職員」という。)については、令和３年６月１日)から施行する。

附　則（令和２年６月１７日規程第１２号）
この規程は、令和２年７月１日から施行する。

附　則（令和２年１１月２５日規程第２５号）
１　この規程は、令和２年１２月１日から施行する.
２　令和２年１２月に支給する期末手当の額の算定にあたっては、改正後の第３１条第２項の規定中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１２５」と、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の１０５」とする。
３　令和２年１２月に支給する期末手当にあたっては、改正後の別表第１（３）任期付研究員俸給表備考欄の「１００分の１６７．５」とあるのは「１００分の１６５」とする。
４　研究職員に係る改正後の第８条の規定については、令和４年１月１日から適用する。

附　則（令和３年９月３０日規程第１９号）
この規程は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２５日規程第３７号）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。なお、改正後の第１６条（２）に関する規定は、令和６年４月１日限り、その効力を失う。

附　則（令和４年５月３１日規程第３号）
この規程は、令和４年６月１日から施行する。

附　則（令和５年２月１日規程第１７号）
１　この規程は、令和５年２月１日から施行する。
２　改正後の給与規程の規定（別表第１（３）任期付研究員俸給表備考欄を除く）は、令和４年４月１日から適用する。
３　令和４年１２月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第３４条第２項の規定中　「１００分の１００」とあるのは「１００分の１０５」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１２５」とする。

4　令和４年１２月に支給する期末手当にあたっては、改正後の別表第１（３）任期付研究員俸給表備考欄の「１００分の１６５」とあるのは「１００分の１６７．５」とする。

附　則（令和５年３月３０日規程第２７号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年１２月２６日規程第１７号）

1　この規程は、令和６年１月１日から施行する。

2　改正後の給与規程の規定（第３１条第２項、第３４条第２項及び別表第１（３）任期付研究員俸給表備考欄を除く）は、令和５年４月１日から適用する。

3　令和５年１２月に支給する期末手当の額の算定にあたっては、改正後の第３１条第２項の規定中　「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１２５」と、「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」とし、勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第３４条第２項の規定中「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」と、「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１２５」とする。

4　令和５年１２月に支給する期末手当にあたっては、改正後の別表第１（３）任期付研究員俸給表備考欄の「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１７５」とする。

附　則（令和６年３月２８日規程第３４号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年６月２７日規程第３号）

1　この規程は、令和６年６月２７日から施行する。

2　改正後の給与規程の規定は、令和６年４月１日から適用する。

附　則（令和６年７月２５日規程第９号）

この規程は、令和６年８月１日から施行する。

附　則（令和６年１月３０日規程第２０号）

1　この規程は、令和７年２月１日から施行する。

2　改正後の給与規程の規定（第３１条第２項、第３４条第２項及び別表第１（３）任期付研究員俸給表備考欄を除く）は、令和６年４月１日から適用する。

3　令和６年１２月に支給する期末手当の額の算定にあたっては、改正後の第３１条第２項の規定中　「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１２７．５」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１０７．５」とし、勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第３４条第２項の規定中「１００分の１０５」とあるのは「１

００分の１０７．５」と、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１２７．５」とする。

4　令和６年１２月に支給する期末手当にあたっては、改正後の別表第１（３）任期付研究員俸給表備考欄の「１００分の１７２．５」とあるのは「１００分の１７５」とする。

附　則（令和７年３月２８日規程第３０号）

1　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

2　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において改正前のこの規程（以下「旧規程」という。）別表第１（１）から（５）までの俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

3　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

4　前２項の規定の適用を受けた職員に対しては、その旨を人事異動通知書若しくはこれに代わる文書（以下「通知書等」という。）又は通知書等によらないことを適当と認める場合にはその方法をもって、通知するとこととする。

5　切替日から令和８年３月３１日までの間における改正後の給与規定（以下「新規程」という。）第１１条の規定の適用については、同条第１項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上である職員及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上である職員に対しては」と、同条第２項中「５　重度心身障害者」とあるのは「５　重度心身障害者　６　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。

6　第２５条第３項の規定は、切替日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

附則別表　号俸の切替表（附則第２項関係）

（１）一般職職及び一般指導職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸							
	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	１０級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1

4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		

43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				

82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

（２）研究職及び研究指導職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1

5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	2
11	3	1	1	2
12	4	1	1	2
13	5	1	1	2
14	6	1	1	3
15	7	1	1	3
16	8	1	1	3
17	9	1	1	3
18	10	2	1	3
19	11	3	1	4
20	12	4	1	4
21	13	5	2	4
22	14	6	2	
23	15	7	2	
24	16	8	2	
25	17	9	3	
26	18	10	3	
27	19	11	3	
28	20	12	3	
29	21	13	4	
30	22	14	4	
31	23	15	4	
32	24	16	4	
33	25	17	5	
34	26	18	5	
35	27	19	5	
36	28	20	5	
37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	
42	34	26	7	
43	35	27	7	

44	36	28	7	
45	37	29	8	
46	38	30	8	
47	39	31	8	
48	40	32	8	
49	41	33	8	
50	42	34	9	
51	43	35	9	
52	44	36	9	
53	45	37	9	
54	46	38	9	
55	47	39	9	
56	48	40	10	
57	49	41	10	
58	50	42	10	
59	51	43	10	
60	52	44	10	
61	53	45	10	
62	54	46	10	
63	55	47	11	
64	56	48	11	
65	57	49	11	
66	58	50	11	
67	59	51	11	
68	60	52	11	
69	61	53	11	
70	62	54	12	
71	63	55	12	
72	64	56	12	
73	65	57	12	
74	66			
75	67			
76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			

83	75			
84	76			
85	77			
86	78			
87	79			
88	80			
89	81			

別表第1

(1)一般職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				

50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							

107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(2)研究職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500	552,600
2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400	559,800
3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800	565,100
4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700	569,600
5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300	573,600
6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100	576,600
7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000	578,800
8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900	580,800
9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700	
10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800	
11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100	
12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600	
13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600	
14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600	
15	208,600	265,100	349,900	395,900		
16	210,400	267,300	350,900	397,400		
17	212,100	269,500	352,000	398,900		
18	213,900	271,900	353,300	400,500		
19	215,700	274,300	354,500	402,100		
20	217,500	276,700	355,700	403,800		
21	219,300	279,000	356,900	405,000		
22	221,100	281,100	358,000	406,400		
23	222,800	283,200	359,100	407,800		
24	224,500	285,200	360,200	409,100		
25	226,200	287,200	361,300	410,400		
26	228,300	289,100	362,300	411,700		
27	230,200	291,000	363,300	413,200		
28	232,100	292,900	364,300	414,700		
29	234,000	294,800	365,200	415,900		
30	235,100	296,300	366,100	417,100		
31	236,200	297,800	366,900	418,700		
32	237,300	299,300	367,700	420,200		
33	238,700	300,800	368,400	421,500		
34	240,200	302,300	369,200	422,900		
35	241,700	303,800	370,000	424,300		
36	243,200	305,200	370,800	425,700		
37	244,700	306,600	371,600	427,100		
38	246,300	307,500	372,400	428,500		
39	247,900	308,400	373,200	429,900		
40	249,500	309,300	374,000	431,300		
41	251,100	310,100	374,800	432,400		
42	252,600	310,600	376,100	433,700		
43	254,100	311,100	377,400	435,100		
44	255,600	311,600	378,600	436,400		
45	257,100	312,100	379,300	437,200		
46	258,400	312,600	380,300	438,000		

47	259,600	313,100	381,100	438,900		
48	260,800	313,600	381,800	439,800		
49	262,000	314,000	382,500	440,600		
50	263,100	314,500	383,200	441,400		
51	264,200	315,000	383,900	442,000		
52	265,300	315,500	384,600	442,800		
53	266,400	315,900	385,200	443,200		
54	267,500	316,400	385,900	443,800		
55	268,500	316,800	386,700	444,300		
56	269,500	317,200	387,500	444,800		
57	270,500	317,600	388,100	445,300		
58	271,200	318,000	388,900			
59	271,800	318,400	389,600			
60	272,400	318,800	390,300			
61	273,000	319,200	390,900			
62	273,600	319,800	391,600			
63	274,200	320,400	392,300			
64	274,800	321,000	393,000			
65	275,400	321,500	393,700			
66	276,000	322,100	394,300			
67	276,600	322,700	394,900			
68	277,200	323,300	395,600			
69	277,800	323,800	396,300			
70	278,500	324,400	396,800			
71	279,200	325,000	397,400			
72	279,900	325,600	398,000			
73	280,500	326,100	398,500			
74	281,200	326,800	399,100			
75	281,900	327,500	399,700			
76	282,600	328,200	400,200			
77	283,200	328,900	400,700			
78	283,900	329,600	401,200			
79	284,600	330,300	401,700			
80	285,200	331,000	402,400			
81	285,800	331,700	402,800			
82	286,500	332,500				
83	287,200	333,200				
84	287,800	333,800				
85	288,400	334,300				
86	289,100	334,800				
87	289,800	335,200				
88	290,400	335,600				
89	291,000	335,900				
90	291,700	336,400				
91	292,400	336,800				
92	293,000	337,200				
93	293,600	337,500				
94	294,300	337,900				
95	294,900	338,300				
96	295,500	338,700				
97	295,800	339,200				
98	296,400	339,700				

99	297,000	340,200				
100	297,500	340,700				
101	298,000	341,200				
102	298,400	341,700				
103	298,800	342,200				
104	299,200	342,700				
105	299,600	343,100				
106	300,100	343,500				
107	300,600	344,000				
108	300,900	344,400				
109	301,100	344,900				
110	301,500	345,300				
111	301,800	345,700				
112	302,000	346,100				
113	302,300	346,600				
114	302,600	347,000				
115	302,900	347,400				
116	303,200	347,800				
117	303,500	348,300				
118	303,800	348,700				
119	304,000	349,100				
120	304,300	349,500				
121	304,600	349,900				

備考　　この表は、研究業務に従事する職員に適用する。

(3)任期付研究員俸給表

第一号任期付研究職俸給表

号　　俸	俸 給 月 額
	円
1	414, 000
2	475, 000
3	538, 000
4	621, 000
5	722, 000
6	824, 000

第二号任期付研究職俸給表

号　　俸	俸 給 月 額
	円
1	346, 000
2	382, 000
3	410, 000

第三号任期付研究職俸給表

号　　俸	俸 給 月 額
	円
1	249, 800
2	291, 500
3	346, 000

備　考　1. 任期付研究員に適用する。
2. 任期付研究員に対する第31条第2項の規定の適用については、「100分の125」とあるのは「100分の172. 5」とする。

(4)一般指導職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	128,500	161,000	185,800	209,200	225,000	248,700	285,900	320,900	357,200	385,600
2	129,300	162,100	186,500	210,300	226,200	249,900	287,200	324,700	362,000	390,600
3	130,100	163,100	187,200	211,300	227,500	251,000	288,500	328,200	365,700	394,900
4	130,900	164,200	187,900	212,300	228,700	252,100	289,800	331,500	368,700	398,400
5	131,600	165,200	188,600	213,300	229,900	253,200	291,000	334,300	371,100	401,200
6	132,800	166,300	189,300	214,000	231,000	254,500	292,300	336,700	373,400	403,300
7	134,000	167,300	190,000	214,700	232,200	255,500	293,600	338,800	375,500	405,100
8	135,100	168,400	190,700	215,600	233,400	256,700	294,800	340,600	377,300	406,500
9	136,200	169,400	191,400	216,400	234,500	257,600	295,900	342,000	378,700	
10	137,400	170,400	192,100	217,500	235,700	258,800	297,000			
11	138,500	171,400	192,800	218,700	236,900	259,900	298,000			
12	139,600	172,400	193,500	219,800	238,000	260,900	299,100			
13	140,700	173,200	194,200	220,800	239,100	262,300	300,100			
14	141,900	174,100	195,100	221,900	240,200	263,600	301,000			
15	143,100	174,900	196,000	223,100	241,300	264,900	302,000			
16	144,300	175,700	196,900	224,200	242,400	266,200	302,800			
17	145,200	176,500	197,800	225,200	243,400	267,200	303,600			
18	146,300	177,300	198,700	226,400	244,600	268,500	304,500			
19	147,500	178,100	199,500	227,500	245,700	269,700	305,500			
20	148,500	178,800	200,400	228,700	246,800	270,800	306,300			
21	149,600	179,500	201,200	229,600	247,600	272,000	307,100			
22	150,700	180,200	202,000	230,800	248,700	273,000	307,700			
23	151,800	180,900	202,900	232,000	249,700	274,000	308,300			
24	152,900	181,600	203,800	233,100	250,800	274,900	308,800			
25	154,000	182,300	204,700	234,000	252,000	275,900	309,200			
26	155,200	183,000	205,400	235,300	253,200	276,800	309,700			
27	156,100	183,600	206,100	236,500	254,400	277,600	310,100			
28	157,100	184,200	206,900	237,600	255,600	278,300	310,500			
29	158,000	184,800	207,700	238,700	256,600	279,100	311,000			
30	158,700	185,300	208,500	239,800	257,500	279,900	311,500			
31	159,500	185,900	209,300	240,900	258,300	280,700	311,800			
32	160,300	186,500	210,100	242,000	259,300	281,400	312,300			
33	161,000	186,900	211,000	243,200	260,100	281,900	312,700			
34	161,800	187,500	211,900	244,500	260,700	282,400	312,900			
35	162,600	188,100	212,800	245,700	261,400	282,900	313,200			
36	163,400	188,600	213,700	247,000	262,200	283,400	313,500			
37	164,100	189,000	214,600	248,100	262,800	283,800	313,800			
38	164,800	189,600	215,500	249,000	263,400	284,200	314,100			
39	165,500	190,200	216,400	250,000	264,000	284,600	314,300			
40	166,200	190,700	217,300	251,000	264,600	284,900	314,600			
41	166,800	191,100	218,200	252,000	265,100	285,200	314,800			
42	167,400	191,700	219,100	252,600	265,700	285,300	315,000			
43	168,000	192,300	220,100	253,300	266,300	285,500	315,300			
44	168,500	192,800	220,800	254,000	266,700	285,700	315,500			
45	169,000	193,200	221,500	254,600	267,200	285,900	315,700			
46	169,400	193,700	222,400	255,400	267,700	286,100				

47	169,900	194,200	223,300	256,000	268,200	286,300				
48	170,300	194,700	224,200	256,700	268,700	286,600				
49	170,700	195,200	225,000	257,400	269,100	286,700				
50	171,100	195,700	225,900	257,900	269,500	286,900				
51	171,500	196,200	226,800	258,300	269,900	287,100				
52	171,900	196,700	227,600	258,800	270,400	287,300				
53	172,200	197,100	228,500	259,000	270,700	287,500				
54	172,500	197,600	229,300	259,500	271,100	287,700				
55	172,700	198,000	230,100	260,000	271,500	287,900				
56	172,900	198,500	230,800	260,400	271,900	288,100				
57	173,200	198,900	231,300	260,700	272,100	288,200				
58	173,400	199,400	232,000	261,100	272,600	288,400				
59	173,600	199,800	232,400	261,600	273,000	288,700				
60	173,800	200,300	233,000	262,100	273,300	288,800				
61	174,000	200,700	233,600	262,300	273,600	288,900				
62	174,200	201,200	233,800	262,600	274,000	289,100				
63	174,400	201,600	234,300	263,000	274,300	289,400				
64	174,600	202,000	234,800	263,500	274,700	289,500				
65	174,800	202,300	235,300	263,700	274,900	289,600				
66	175,000	202,800	235,800	264,100	275,200	289,800				
67	175,300	203,100	236,300	264,600	275,500	290,100				
68	175,500	203,500	236,700	265,000	275,800	290,200				
69	175,700	203,900	237,100	265,300	276,000	290,300				
70	175,900	204,200	237,500	265,600	276,200	290,500				
71	176,100	204,700	237,800	266,000	276,400	290,800				
72	176,300	205,100	238,300	266,400	276,500	290,900				
73	176,500	205,400	238,500	266,700	276,700	291,000				
74	176,700	205,800	238,800	267,200	276,900					
75	176,900	206,100	239,100	267,500	277,100					
76	177,100	206,300	239,400	267,700	277,200					
77	177,400	206,400	239,700	268,000	277,400					
78	177,600	206,600	240,000	268,400	277,600					
79	177,800	206,800	240,400	268,600	277,800					
80	178,000	207,000	240,700	268,900	277,900					
81	178,200	207,100	240,900	269,200	278,100					
82	178,400	207,200	241,200	269,500	278,300					
83	178,600	207,500	241,500	269,800	278,500					
84	178,800	207,600	241,800	270,100	278,600					
85	179,000	207,800	242,000	270,300	278,800					
86	179,200	208,000	242,200							
87	179,500	208,200	242,500							
88	179,700	208,400	242,800							
89	179,900	208,600	242,900							
90	180,100	208,900	243,200							
91	180,300	209,100	243,500							
92	180,500	209,300	243,800							
93	180,700	209,500	243,900							
94		209,600	244,200							
95		209,800	244,500							
96		210,100	244,700							
97		210,300	244,900							
98		210,500	245,200							

99		210,700	245,500							
100		211,000	245,700							
101		211,200	246,100							
102		211,400	246,400							
103		211,600	246,700							
104		211,800	246,900							
105		211,900	247,300							
106		212,100	247,600							
107		212,400	247,800							
108		212,600	248,000							
109		212,700	248,300							
110		213,000								
111		213,300								
112		213,500								
113		213,600								
114		213,800								
115		214,000								
116		214,200								
117		214,400								
118		214,500								
119		214,700								
120		214,900								
121		215,200								
122		215,400								
123		215,600								
124		215,800								
125		216,000								

備考１　この表は、６０歳に達した日後の最初の４月１日以後、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。
備考２　１級の１号俸から９２号俸を受ける職員の俸給月額は、この表の額にかかわらず１８０，７００円とする。
備考３　２級の１号俸から２２号俸を受ける職員の俸給月額は、この表の額にかかわらず１８０，９００円とする。

(5)研究指導職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	128,800	163,800	228,300	263,200	312,600	386,900
2	129,500	166,800	229,700	264,200	319,500	391,900
3	130,400	168,700	231,100	265,200	326,100	395,600
4	131,200	170,600	232,500	266,200	333,000	398,800
5	131,900	172,400	233,800	267,200	339,800	401,600
6	133,400	173,500	235,200	268,100	346,600	403,700
7	134,900	174,600	236,500	269,100	352,800	405,200
8	136,300	175,600	237,800	270,100	358,400	406,600
9	137,800	176,700	239,100	271,100	363,800	
10	139,200	178,100	240,200	272,100	368,800	
11	140,600	179,600	241,300	273,100	372,500	
12	142,000	181,000	242,500	274,100	375,700	
13	143,400	182,400	243,600	275,100	377,800	
14	144,700	184,000	244,300	276,100	379,200	
15	146,100	185,600	245,000	277,200		
16	147,300	187,200	245,700	278,200		
17	148,500	188,700	246,400	279,300		
18	149,800	190,400	247,400	280,400		
19	151,000	192,100	248,200	281,500		
20	152,300	193,700	249,000	282,700		
21	153,600	195,300	249,900	283,500		
22	154,800	196,800	250,600	284,500		
23	156,000	198,300	251,400	285,500		
24	157,200	199,700	252,200	286,400		
25	158,400	201,100	253,000	287,300		
26	159,900	202,400	253,700	288,200		
27	161,200	203,700	254,400	289,300		
28	162,500	205,100	255,100	290,300		
29	163,800	206,400	255,700	291,200		
30	164,600	207,500	256,300	292,000		
31	165,400	208,500	256,900	293,100		
32	166,200	209,600	257,400	294,200		
33	167,100	210,600	257,900	295,100		
34	168,200	211,700	258,500	296,100		
35	169,200	212,700	259,000	297,100		
36	170,300	213,700	259,600	298,000		
37	171,300	214,700	260,200	299,000		
38	172,500	215,300	260,700	300,000		
39	173,600	215,900	261,300	301,000		
40	174,700	216,600	261,800	302,000		
41	175,800	217,100	262,400	302,700		
42	176,900	217,500	263,300	303,600		
43	177,900	217,800	264,200	304,600		
44	179,000	218,200	265,100	305,500		
45	180,000	218,500	265,600	306,100		
46	180,900	218,900	266,300	306,600		

47	181,800	219,200	266,800	307,300		
48	182,600	219,600	267,300	307,900		
49	183,400	219,800	267,800	308,500		
50	184,200	220,200	268,300	309,000		
51	185,000	220,500	268,800	309,400		
52	185,800	220,900	269,300	310,000		
53	186,500	221,200	269,700	310,300		
54	187,300	221,500	270,200	310,700		
55	188,000	221,800	270,700	311,100		
56	188,700	222,100	271,300	311,400		
57	189,400	222,400	271,700	311,800		
58	189,900	222,600	272,300			
59	190,300	222,900	272,800			
60	190,700	223,200	273,300			
61	191,100	223,500	273,700			
62	191,600	223,900	274,200			
63	192,000	224,300	274,700			
64	192,400	224,700	275,100			
65	192,800	225,100	275,600			
66	193,200	225,500	276,100			
67	193,700	225,900	276,500			
68	194,100	226,400	277,000			
69	194,500	226,700	277,500			
70	195,000	227,100	277,800			
71	195,500	227,500	278,200			
72	196,000	228,000	278,600			
73	196,400	228,300	279,000			
74	196,900	228,800	279,400			
75	197,400	229,300	279,800			
76	197,900	229,800	280,200			
77	198,300	230,300	280,500			
78	198,800	230,800	280,900			
79	199,300	231,300	281,200			
80	199,700	231,700	281,700			
81	200,100	232,200	282,000			
82	200,600	232,800				
83	201,100	233,300				
84	201,500	233,700				
85	201,900	234,100				
86	202,400	234,400				
87	202,900	234,700				
88	203,300	235,000				
89	203,700	235,200				
90	204,200	235,500				
91	204,700	235,800				
92	205,100	236,100				
93	205,600	236,300				
94	206,100	236,600				
95	206,500	236,900				
96	206,900	237,100				
97	207,100	237,500				
98	207,500	237,800				

99	207,900	238,200				
100	208,300	238,500				
101	208,600	238,900				
102	208,900	239,200				
103	209,200	239,600				
104	209,500	239,900				
105	209,800	240,200				
106	210,100	240,500				
107	210,500	240,800				
108	210,700	241,100				
109	210,800	241,500				
110	211,100	241,800				
111	211,300	242,000				
112	211,400	242,300				
113	211,700	242,700				
114	211,900	242,900				
115	212,100	243,200				
116	212,300	243,500				
117	212,500	243,900				
118	212,700	244,100				
119	212,800	244,400				
120	213,100	244,700				
121	213,300	245,000				

備考1　この表は、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、研究業務に従事する職員に適用する。
備考2　1級の1号俸から27号俸を受ける職員の俸給月額は、この表の額にかかわらず162，500円と
備考3　2級の1号俸を受ける職員の俸給月額は、この表の額にかかわらず162，100円とする。

別表第2

独立行政法人自動車技術総合機構における地域手当の支給割合

組　織		所在地	27年度	28年度～	令和7年度～
本部	本部(四ツ谷)	新宿区	18.5%	20%	20%
	研修センター	八王子市	14%	15%	15%
交通安全環境研究所	交通安全環境研究所	調布市		16%	16%
	自動車試験場	熊谷市		3%	3%
	中部事務所	名古屋市		15%	14%
北海道	検　査　部	札幌市	3%	3%	3%
東北	検　査　部	仙台市	6%	6%	7%
関東	検　査　部	品川区	18.5%	20%	20%
	足立事務所	足立区	18.5%	20%	20%
	練馬事務所	練馬区	18.5%	20%	20%
	多摩事務所	国立市	15%	15%	15%
	八王子事務所	八王子市	14%	15%	15%
	神奈川事務所	横浜市	15%	16%	16%
	川崎事務所	川崎市	15%	16%	16%
	湘南事務所	平塚市	9%	10%	11%
	相模事務所	愛甲郡愛川町	非支給地	非支給地	4%
	埼玉事務所	さいたま市	14%	15%	14%
	熊谷事務所	熊谷市	3%	3%	3%
	所沢事務所	所沢市	10%	10%	9%
	春日部事務所	春日部市	5%	6%	5%
	群馬事務所	前橋市	3%	3%	3%
	千葉事務所	千葉市	13%	15%	14%
	習志野事務所	船橋市	12%	12%	11%
	袖ヶ浦事務所	袖ヶ浦市	15%	16%	15%
	野田事務所	野田市	5%	6%	5%
	茨城事務所	水戸市	10%	10%	9%
	土浦事務所	土浦市	10%	10%	9%
	栃木事務所	宇都宮市	6%	6%	5%
	佐野事務所	佐野市	非支給地	非支給地	2%
北陸信越	検査部	新潟市	2%	3%	2%
	長野事務所	長野市	3%	3%	3%
	松本事務所	松本市	3%	3%	3%
	富山事務所	富山市	3%	3%	3%
	石川事務所	金沢市	3%	3%	3%

中部	検査部	名古屋市	14%	15%	14%
	西三河事務所	豊田市	15%	16%	15%
	小牧事務所	小牧市	3%	3%	6%
	豊橋事務所	豊橋市	3%	3%	6%
	静岡事務所	静岡市	6%	6%	7%
	沼津事務所	沼津市	6%	6%	5%
	浜松事務所	浜松市	3%	3%	3%
	岐阜事務所	岐阜市	5%	6%	5%
	福井事務所	福井市	3%	3%	2%
	三重事務所	津市	6%	6%	5%
	四日市事務所	四日市市	9%	10%	9%
近畿	検　査　部	寝屋川市	12%	12%	12%
	なにわ事務所	大阪市	15.5%	16%	16%
	和泉事務所	和泉市	6%	6%	10%
	京都事務所	京都市	10%	10%	9%
	京都南事務所	久世郡	3%	3%	4%
	兵庫事務所	神戸市	10.5%	12%	11%
	姫路事務所	姫路市	3%	3%	3%
	奈良事務所	大和郡山市	10%	10%	9%
	滋賀事務所	守山市	6%	6%	5%
	和歌山事務所	和歌山市	5%	6%	5%
中国	検　査　部	広島市	10%	10%	9%
	福山事務所	福山市	非支給地	非支給地	2%
	岡山事務所	岡山市	3%	3%	3%
四国	検　査　部	高松市	5%	6%	5%
	徳島事務所	徳島市	2%	3%	2%
九州	検　査　部	福岡市	10%	10%	9%
	北九州事務所	北九州市	3%	3%	3%
	久留米事務所	久留米市	非支給地	非支給地	2%
	筑豊事務所	飯塚市	非支給地	非支給地	2%
	長崎事務所	長崎市	3%	3%	2%